工　事　請　負　契　約　書

第１条　発注者　　　　　　（以下「甲」という。）及び浄化槽工事業者　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、山陽小野田市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第２条　この契約は、次に掲げる工事に適用される。

　工事の場所　山陽小野田市

　工事の期間　　　　　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日

　設置する浄化槽

　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第４条第１項の規定による構造基準に適合し、

　かつ、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）除去率９０％以上、放流水

　のＢＯＤが２０㎎／㍑（日間平均値）以下の機能を有するところの、別添する図面及び仕様書に係る浄化槽。

　　工事の請負代金及び支払方法

　　　　　　　　　金額　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　支払方法　　　　１現金　　　２その他（　　　　　　　）

第３条　乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成

　して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第４条　乙は、この契約に係る工事を浄化槽法第２９条第３項に従い、浄化槽設備士

　　　　　　　　　　　　を現地で監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、

　工事を現地で監督しなければならない。

第５条　甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承さ

　せてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第６条　乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、

　この限りではない。

第７条　乙は、浄化槽法第４条第３項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び山陽

　小野田市が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第８条　甲はやむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額

　又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

２　本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第９条　乙は、乙の責に帰さない事由により、工期内に工事を完成することができない

　ときは、甲に対して遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。

　この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第１０条　工事の完成引渡しまでに、工事目的物その他、工事施工について生じた損害

　は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第１１条　乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。

　ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第１２条　乙は、山陽小野田市が定める山陽小野田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を甲に提出しなければならない。

第１３条　甲は、工事が本契約の規定又は第７条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

２　甲は、浄化槽法第７条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、

　浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期限を定めてその

　瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

３　前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第１４条　瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後５年以内に行わなければならない。

第１５条　次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は、催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

1. 浄化槽の設置等の届出、その他の必要な手続きが受理されず、又は認められな

　いとき。

1. 工事用地につき、工事が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

２　前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において

　要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第１６条　甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

２　甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第１７条　次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

1. 第８条に基づき、工事が一時中止され、又は甲の責に帰すべき事由により着工

期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が１０日以上継続したとき。

1. 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき、又は請負代金の支払能力を

欠くことが明らかになったとき。

1. 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認め

たとき。

２　前項によって、この契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第１８条　乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数１日につき請負代金総額の　　　分の１の違約金を請求

　することができる。

２　甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了日まで日歩　　銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第１９条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定める

　こととする。

　以上契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　　日

甲　注文者　　住所

　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　請負者　　住所

　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　（浄化槽工事業登録番号　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　（　　　　　　又は届出番号　　　　　　　　）